神奈川県療育手帳制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、知的障害児・者(以下「知的障害者」という。)に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援護措置を受けやすくするため、「療育手帳」(以下「手帳」という。)を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この手帳は、県内(指定都市を除く。以下同じ)に住所を有する者で、 県内の児童相談所又は神奈川県立総合療育相談センター(以下「児童相談所 等」という。)において知的障害があると判定された者(県外施設等への入所 者を含む。)に交付する。

(実施主体)

第3条 この制度は、神奈川県知事が市町村その他関係機関の協力を得て実施する。

(手帳の記載事項及び様式)

- 第4条 手帳の主な記載事項は、次のとおりとする。
 - (1) 知的障害者の氏名、住所、及び生年月日
 - (2) 障害の程度(「療育手帳判定基準」(別表)による程度区分)
 - (3) 保護者(親権を行う者、配偶者、後見人、その他の者で知的障害者を現に保護する者をいう。以下同じ。)の氏名、住所及び交付対象者との続柄
- 2 手帳の様式は、紙(様式1-1)及びカード(様式1-2)とする。

(交付申請)

- 第5条 手帳の交付を受けようとする知的障害者(以下「交付対象者」という。) 又はその保護者(以下「保護者」という。)は、「療育手帳交付(再交付)・再 判定申請書」(様式2-1)(以下「申請書」という。)及び交付対象者の写真 「(縦4センチ横3センチ(以下「写真」という。)を添付した「療育手帳交 付(再交付)・再判定写真台帳」(様式2-2)により、住所地の市町村長、 ただし福祉事務所を設置している市町村においては福祉事務所長(以下「市 町村長等」という)を経由のうえ、神奈川県立総合療育相談センター所長(以 下「総合療育相談センター所長」という。)に進達し、知事に申請するものと する。
- 2 交付対象者が児童である場合には、申請書を受理した市町村長等は申請者 を所管する児童相談所長を経由して、申請書を総合療育相談センター所長に 進達するものとする。

(判定)

- 第6条 児童相談所等の長は、交付対象者に対して障害の程度に関する判定を 行う。児童相談所長は、その結果を「療育手帳判定基準」(別表)に基づいて 「療育手帳判定(再判定)結果報告書」(様式6)(以下「判定結果報告書」 という。)により、知事に報告するとともに、「療育手帳判定(再判定)結果 通知書」(様式3)(以下「判定結果通知書」という。)により市町村長等あて 通知するものとする。また、総合療育相談センター所長は、判定結果通知書 により市町村長等あて通知するものとする。
- 2 児童相談所等の長は、交付対象者が児童相談所等においてすでに判定を受けその判定が有効であると認められる場合は、既判定の結果に基づいて申請 書及び「判定結果通知書」に必要事項を記入して差し支えないものとする。
- 3 児童相談所等の長は、他の都道府県又は指定都市において、すでに手帳の 交付を受けた者が転居等により県内に居住した場合、旧居住地における判定 記録等により、申請書及び「判定結果通知書」に必要事項を記入して差し支 えないものとする。
- 4 児童相談所等の長は、手帳交付後における障害程度の確認(以下「再判定」という。)を必要と認める場合は、次の判定年月(以下「再判定年月」という。)を指定し再判定を行うものとする。その時期の指定にあたっては、原則として手帳交付後2年とするが、交付対象者の障害の状況等からみて2年未満又は2年を超える時期に再判定を行うことが適当と認められるときは、その時期の指定をして差し支えないものとする。

(交付決定)

- 第7条 総合療育相談センター所長は、手帳の交付を決定した者については、 市町村長等を通じ手帳を申請者に交付するものとする。
- 2 児童相談所等において手帳交付の対象に該当しないと判定された者には、 総合療育相談センター所長が市町村長等を通じてその旨を通知するものとす る。

(再判定等)

- 第8条 市町村長等は、再判定年月が指定されている場合は、再判定年月の属する四半期の前四半期の開始日の月末までに、交付対象者又は保護者に「療育手帳再判定通知書」(様式4)により再判定年月を通知するとともに、児童相談所等の長に「療育手帳再判定予定者通知書」(様式5)により再判定予定者を通知するものとする。
- 2 再判定を受けようとする者の手帳交付及び再判定申請は、第5条及び第6 条の規定に準用するものとする。

(手帳の有効期限)

第9条 再判定年月が記載された手帳について、再判定年月を経過したものは、 無効とする。ただし、総合療育相談センター所長が認めた場合は、この限り でない。

(記載事項の変更)

- 第10条 手帳の交付を受けた知的障害者(以下「手帳所持者」という。)又は保護者は、次の事項に変更があったときは「療育手帳記載事項変更届」(様式7)(以下「変更届」という。)により第5条第1項の取扱いに準じて市町村長等に手帳を添えて届け出るものとする。
 - (1) 手帳所持者の氏名又は住所
 - (2) 保護者又は保護者の氏名、もしくは住所
- 2 前項の届出を受けた市町村長等は、手帳の記載事項を訂正し、手帳所持者 又は保護者に返付するとともに、前項の変更届を総合療育相談センター所長 に進達するものとする。

(再交付)

- 第11条 手帳所持者又は保護者は、手帳を亡失又はき損したときその他手帳の 内容を変更しようとする場合は、第5条及び第6条の規定を準用するものと する。
- 2 児童相談所長は、再判定の結果である「療育手帳判定(再判定)結果報告書」を総合療育相談センター所長に送付するものとする。
- 3 総合療育相談センター所長は、手帳の再交付を決定した者については、第 7条に規定する交付決定を準用し、申請者に再交付するものとする。
- 4 前各項に基づき、手帳再交付後は旧手帳を無効とする。

(手帳の返環)

第12条 手帳所持者又は保護者は、手帳所持者が交付対象として該当しなくなったとき又は死亡したとき、その他手帳を必要としなくなったときは、「療育手帳返還届」(様式8)に手帳を添付し、市町村長等を通じ総合療育相談センター所長に返還するものとする。

(交付台帳等の作成)

第13条 総合療育相談センター所長は、「療育手帳交付台帳」(様式9)を作成 するものとする。

なお、療育手帳交付台帳は、台帳として必要な事項を磁気記録等により保存され、必要あるときに提示できる場合は、これを作成したものとみなす。

2 市町村長等は、手帳の交付申請並びに交付の状況を明らかにするため「療育手帳記録簿」(様式10)を作成するものとする。

なお、療育手帳記録簿は、記録簿として必要な事項を磁気記録等により保存され、必要あるときに提示できる場合は、これを作成したものとみなす。

(その他の事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総合療育相談センター所 長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、昭和49年2月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和57年5月1日から適用する。ただし、第9条の規定については、昭和57年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和58年9月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和61年9月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和62年8月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成3年12月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成4年5月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成5年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 目

この要綱は、令和2年5月26日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から適用する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から適用する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から適用する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

療育手帳判定基準

障害程度		判定の基準
最重度	A 1	1 標準化された検査により判定した結果を指数化したもの (以下「指数」という。)が、おおむね20以下のもの。 2 指数がおおむね21以上35以下のもので、身体障害者 福祉法に基づく障害等級(以下「障害等級」という。)の1 級、2級又は3級に該当するもの。
重	A 2	 指数がおおむね21以上35以下のもので、上記A1に該当しないもの。 指数がおおむね36以上50以下のもので、障害等級の1級、2級又は3級に該当するもの。
中度	B 1	指数がおおむね36以上50以下のもので、上記A2に該当しないもの。
軽	B 2	1 指数がおおむね51以上75以下のもの。2 指数が境界線級であって、かつ、自閉症の診断書があり、 県内の児童相談所又は県立総合療育相談センターの長が認めたもの。